⑶　調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　履行期間　仕様書による。
⑸　履行場所　仕様書による。
⑹　入札方法
①　入札金額は、総価を記載すること。
②　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　令和４・５・６年度各省各庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格（以下「全省庁統一資格」という。）において、「物品の製造」又は「物品の販売」の「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者であること。
⑷　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構より競争参加資格の停止措置を受けている者でないこと。
⑸　その他独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構熊本支部契約担当役支部長が別に定める資格を有することを証明した者であること。

３　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒861―1102 熊本県合志市須屋2505―３
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構熊本支部　総務課経理係　電話 096―242―0391
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から３の⑴において、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時から12時まで及び13時から16時までの間に交付する。なお、電子メールにより入札説明書等の交付を希望する場合は、以下のとおりkumamoto-keiri@jeed.go.jpあて依頼すること。
①　電子メールの件名は『油圧式動力シャー（厚板用）一式に係る入札説明書の交付依頼』とすること。
②　電子メール本文に、会社名、全省庁統一資格の業者コード（申請中の場合は記載不要）、担当者名、電話番号、ＦＡＸ番号及びメールアドレスを記入すること。
⑶　入札書の提出期限　令和５年９月22日16時00分
⑷　開札の日時及び場所　令和５年９月28日13時30分　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構熊本支部　本館１階会議室

４　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この競争に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに必要な証明書等を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する照会があった場合には、説明しなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者と決定する。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他　詳細は入札説明書による。

５　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity: Eiichi Imoto, Head of Kumamoto branch Prefectural Office of Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers
⑵　Classification of the Products to be procured: 13, 14
⑶　Nature and quantity of the services to be required: Hydraulic Shearing Machine (For plate) 1 set.
⑷　Fulfillment period: As described in the specification
⑸　Fulfillment place: As described in the specification
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
③　have Grade A, B or C “Manufacture” or “Sale” in terms of the qualification for participating in tenders specified by Single qualification for every ministry and agency (in fiscal year 2022―2024)
④　not be those who have received the stop measure of competition participating qualification from the Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers
⑤　meet the qualification requirements which may be specified the Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers in charge of disbursement of the procuring entity
⑺　Time limit for tender: 16: 00, 22 September, 2023
⑻　Contact point for the notice: The Contract Division, Accounting Department, Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers, Kumamoto branch, 2505―3, Suya, Koushi-shi, Kumamoto 861―1102 Japan. TEL 096―242―0391

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和５年８月３日
経理責任者　独立行政法人国立病院機構
函館病院長　岩代　　望
◎調達機関番号　597　◎所在地番号　01
○第 00407 号（№00407）
１　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　購入等件名及び数量　庁舎電力（独立行政法人国立病院機構函館病院で使用する電気）・高圧電力（交流３相３線式、供給電圧6,000ボルト）予定使用電力量3,237,000kWh
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　使用期間　令和５年12月１日から令和６年11月30日まで。
⑸　需要場所　北海道函館市川原町18番16号　独立行政法人国立病院機構函館病院
⑹　入札方法　入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（kW単価）及び使用電力量に対する単価（kWh単価）を記載すること。（小数点以下を含むことができる。）落札の決定は、当院が提示する予定使用電力量の対価を入札書に記載された入札金額に従って計算した総価で行うので、当該総価を上記の単価と併せて記載すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
２　競争参加資格
⑴　独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第５条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。